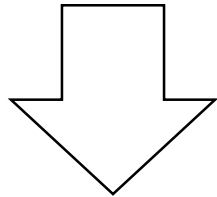


中野区交通政策推進協議会の 法令に基づく協議会への移行について

■現状と移行後

中野区交通政策推進協議会
は任意の協議会として
設置している。



今後、地域公共交通計画の策定や交通に関する取組を強力に推進していくため、「道路運送法」に基づく地域公共交通会議の役割や「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会の役割を担う、法令に基づく協議会へ移行する。

	現状	移行後
設置根拠	中野区交通政策推進協議会設置要領	「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を踏まえた新たな条例
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none">交通に関する方針又は計画の策定に関すること。交通に関する方針又は計画に基づく施策の実施に関すること。	<ul style="list-style-type: none">地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施に関する事項地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に関する事項区の交通政策の推進に関し、必要な事項

■スケジュール

- 本年7月を目途に、中野区交通政策推進協議会の条例設置を目指す
- 移行後、改めて委員に対し委嘱を行う予定

■移行に伴う委員の追加

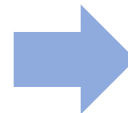
○道路運送法の規定に基づき、新たに以下の委員を追加

- 国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当） 1名
- 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 1名

中野区交通政策推進協議会 委員名簿

現在	
学識経験者	2 (会長) (副会長)
区民	3 中野区町会連合会 中野区町会連合会 中野区商店街連合会
交通事業者	11 東日本旅客鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 西武鉄道株式会社 東京都交通局 関東バス株式会社 京王電鉄バス株式会社 国際興業株式会社 西武バス株式会社 公益財団法人東京タクシーセンター 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 一般社団法人東京都個人タクシー協会
行政機関	6 国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画担当） 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 東京都建設局第三建設事務所 警視庁交通部交通規制課 警視庁中野警察署交通課 警視庁野方警察署交通課
運転者組織	0
中野区	4

26



移行後	
	2
	3 中野区町会連合会 中野区町会連合会 中野区商店街連合会
	11 東日本旅客鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 西武鉄道株式会社 東京都交通局 関東バス株式会社 京王電鉄バス株式会社 国際興業株式会社 西武バス株式会社 公益財団法人東京タクシーセンター 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 一般社団法人東京都個人タクシー協会
	7 国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画担当） 国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当） 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 東京都建設局第三建設事務所 警視庁交通部交通規制課 警視庁中野警察署交通課 警視庁野方警察署交通課
	1 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
	4

28